

# 豊橋市景観計画ガイドライン等策定委託業務 仕様書

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 豊橋市景観計画ガイドライン等策定委託業務
- (2) 業務場所 豊橋市内（市全域）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和2年3月23日（月）まで

## 2. 業務目的

豊橋市では、平成4年に豊橋市まちづくり景観条例を制定し、まちづくり景観形成基本計画を策定、豊橋駅周辺の都市景観整備を重点的に推進してきた。その後、平成21年には基本計画を改訂し、市全域を対象に地域ごとの環境特性に調和した景観形成を推進してきた。そうしたなか、今後はより実効性のある計画づくりが必要となった。

そこで、現在の基本計画を継承・深化させ、景観法の景観計画（市全域を景観計画区域に設定し、基本計画の内容を含めた計画を策定）に移行することとし、平成29、30年度で景観計画案を策定した。

本業務は、本市の景観計画について、広く市民や事業者等の理解を得て、良好な景観形成が円滑に推進されるよう、各種ガイドラインや規制図等を作成するものである。

## 3. 業務内容

### (1) 景観計画ガイドラインの作成

景観計画の方針や基準、届出等の手続きを解説した景観計画ガイドラインを作成する。ガイドラインは、スケッチや絵図、写真等のグラフィックを用いてわかりやすく解説するものとし、遵守事項のほか、より良好な景観形成を誘導するよう望ましい配慮例を示す。手続きについては、届出対象行為の種類や規模を図示するとともに、円滑な手続きに資するよう注意点を示す。また、配慮が必要な景観資源をまとめた景観資源ガイドマップを作成する。

### (2) 景観色彩ガイドラインの作成

景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する内容を詳しく解説した景観色彩ガイドラインを作成する。ガイドラインは、絵図等のグラフィックを用いてわかりやすく解説するものとし、色彩の基礎知識や良好な景観色彩の基本的な考え方を示した上で、遵守事項のほか、より良好な景観形成を誘導するよう推奨色や配色例等を示す。

### (3) 公共事業景観形成ガイドラインの作成

景観計画に沿って良好な公共事業（道路・河川・公園・海岸・公共建築物等）が促進されるよう、公共事業景観形成ガイドラインを作成する。ガイドラインは、スケッチや絵図、写真等のグラフィックを用いてわかりやすく解説するものとし、公共事業の種類ごとに、良好な景観を創出するための配慮事項を示し、通知等の手続きも解説する。ま

た、現在運用している「豊橋市公共空間デザインマニュアル」の内容も改良して組み込む。

#### (4) 規制図等の作成

##### ① 規制図のGISデータの作成

景観計画の規制区域を豊橋市の統合型 GIS (PasCAL for LGWAN) 及び公開型 GIS (ちずみる豊橋) から閲覧できるようにするため、本市の地理情報システムに適合した GIS データを作成する。

なお、都市計画基本図数値地形図データファイル、用途地域などの都市計画決定データファイル (shape 形式) は市が貸与する。

##### ② 景観計画規制区域図の作成

景観計画の規制区域を明示する景観計画規制区域図 (全図、分割図) を作成する。全図の縮尺は 1/25,000 とし、市全域を 1 枚の図として作成する。分割図は、縮尺を 1/2,500 とし市全域を対象に作成する。また、図面の PDF (1/25,000 全図、1/2,500 分割図) を作成する。

#### (5) 景観計画案への各種データ及び意見の反映

平成 30 年度に策定した景観計画案について、各種会議等の意見を反映しながら整理するとともに、本業務で作成する各種データを活用し、よりわかりやすい計画書に仕上げる。

#### (6) 普及啓発冊子の作成

本市の地域らしい景観に市民が気づき、広く共有され、誇りと愛着がもてる魅力ある景観づくりの心が育まれるよう、普及啓発用の冊子を作成する。

#### (7) 各種会議等への支援

市が行う各種会議等について、下記のとおり支援を行う。

##### ① 策定アドバイザー会議 (有識者等で構成する助言組織)

会議用の資料の作成、会議への参加 (3 回程度)

##### ② まちづくり景観審議会

会議用の資料の作成 (2 回程度)

#### 4. 協議打合せ

本業務を円滑に進めるため、業務着手時、成果品納入時のほか、適宜協議打合せを行うものとする。協議打合せ後は速やかに協議打合せ記録を作成し提出する。

#### 5. 成果品

##### (1) 調査報告書 3 部

- (2) 景観計画ガイドライン（景観資源ガイドマップを含む） 3部
- (3) 景観色彩ガイドライン 3部
- (4) 公共事業景観形成ガイドライン 3部
- (5) 普及啓発冊子 3部
- (6) GIS データ 一式
  - 規制区域図：shape 形式、地理情報システム用プロジェクトファイル：mxd 形式、
  - 統合型 GIS データ：shape 形式及び GML 形式
- (7) 景観計画規制区域図 一式
  - 全図及び分割図：ai 形式、mxd 形式、PDF
  - 全図印刷：3部 分割図印刷：1部
- (8) 計画書 3部
- (9) 上記すべての電子データ（スケッチ、写真等含む） 一式 CD-R 等
  - \*データは発注者とデータの互換性を図ること。

## 6. 提出図書

- (1) 業務に着手するときは、直ちに着手届により通知すること。
- (2) 業務の管理及び統轄をおこなう管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を管理技術者届により提出すること。
- (3) 契約後速やかに業務計画書を提出すること。
- (4) 業務が完了したときは、直ちに完了届により通知すること。
- (5) その他、本市の指示により必要な図書を提出すること。

## 7. 適用基準等

- (1) この仕様書に定められていない事項については、下記に準拠する（但し、本業務に関係しない事項は適用しない）。
  - ①豊橋市契約規則
  - ②関係法令、規程など
- (2) 業務遂行にあたっては特に定めのない事項、疑義を生じた事項については本市の指示を受けること。

## 8. 参考：全体スケジュール（予定）

- ・平成 29 年度：基礎調査
- ・平成 30 年度：景観計画案の作成
- ・令和元年度：各種ガイドライン等の作成、景観計画の策定
- ・令和 2 年度：景観条例の改正施行